

愛媛県立しげのぶ特別支援学校及び愛媛県立子ども療育センター
エレベータ保守点検業務仕様書

契約書第1条及び別紙に掲げるエレベータ設備が常に安全で最良の運転状態を維持するよう、次の事項を実施する。

契約対象物

エレベータ 9基（別紙一覧表のとおり）

記

1 定期保守点検

- （1）毎月1回技術員を派遣し、機器及び装置の定期点検を行い、必要に応じて給油、調整及び清掃を行う。ただし、遠隔点検・監視を行う場合は、定期保守点検は3ヵ月に1回とすることができる。
- （2）点検項目及び内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」による。
- （3）定期保守点検実施の都度、点検報告書を提出し、検査確認を受ける。
- （4）点検報告書の様式は別途定める。

2 遠隔点検・監視

- （1）対象設備の運行状態を常時記録し、毎月1回機器及び運転機能を点検する。
- （2）点検項目及び内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」による。
- （3）運転状態確認のため、監視装置により常時遠隔監視を行う。監視項目は下記のとおりとする。
①電源異常 ②起動不能 ③閉じ込め ④運行異常
- （4）（1）及び（3）の結果について、毎月1回遠隔点検・監視報告書を提出し、検査確認を受ける。
- （5）遠隔点検・監視報告書の様式は別途定める。

3 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法第12条第4項に規定する定期点検を年1回行い、定期点検結果報告書を提出する。

4 作業中の運転休止

運転休止の時間については、甲乙の業務に支障のない時間帯となるよう事前に協議すること。

5 その他

遠隔点検・監視装置の設置及び撤去にかかる費用は丙の負担とし、契約期間中はこれを甲乙に無償で貸与するものとする。